

公示用

令和7年度

設 計 書

業務名： 市有建築物自家用電気工作物保安管理業務

札幌市

[illegible]

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
総 括 表					
北区役所等47施設	式	1			
業務価格					
業務価格					千円未満切捨
消費税等相当額					10%
保全業務費					

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
北区役所等47施設					
北区役所	式	1			
東区役所	式	1			
厚別区役所等	式	1			
豊平区役所	式	1			
清田区役所等	式	1			
南区役所	式	1			
西区役所	式	1			
手稲区役所等	式	1			
北区民センター・北保健センター	式	1			別紙7「仮設電源設備 一覧表」参照
豊平区民センター	式	1			
南区民センター	式	1			
西区民センター・西保健センター	式	1			
はっさむ地区センター・西消防署	式	1			
八軒まちづくりセンター	式	1			点検期間:4～9月
新琴似まちづくりセンター・地区会館	式	1			点検期間:4～5月
篠路出張所	式	1			

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
中央健康づくりセンター(中央区役所分庁舎)	式	1			
消防局庁舎	式	1			
消防学校	式	1			
北消防署	式	1			
東消防署	式	1			
白石消防署	式	1			
豊平消防署	式	1			別紙7「仮設電源設備一覧表」参照
南消防署	式	1			
定山溪出張所	式	1			
手稲消防署	式	1			
朝日岳無線基地局	式	1			送電ケーブル敷設距離約400m
もみじ台無線基地局	式	1			
藻岩山無線基地局	式	1			ロープウェイ年間パスポート×3人分加算
当別無線基地局	式	1			
南保健センター	式	1			
東保健センター・東健康づくりセンター	式	1			
動物管理センター福移支所	式	1			
里塚斎場	式	1			電気主任技術者選任施設、精密点検あり。別紙7「仮設電源設備
衛生研究所	式	1			

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
認定こども園にじいろ	式	1			高圧、低圧
厚別区保育・子育て支援センター	式	1			
西区保育・子育て支援センター	式	1			
中央区保育・子育て支援センター	式	1			
山の手保育園	式	1			
美園保育園	式	1			
旧真駒内緑小学校跡施設	式	1			
児童福祉総合センター	式	1			
博物館活動センター	式	1			
さっぽろ天神山アートスタジオ	式	1			
大通西2丁目ビル	式	1			
白石区複合庁舎	式	1			
計					

業務仕様書

第1節 一般事項

1 適用

- (1) 本仕様書は、市有建築物自家用電気工作物保安管理業務に適用する。
- (2) 本仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受託者の責任において履行すべきものとする。
- (3) すべての契約図書は、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次の順番とする。

ア 契約書

イ 本仕様書

ウ 業務内容書

2 用語の定義

本仕様書において用いる用語の定義は、次による。

- (1) 「担当職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受託者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、当該業務の監督を行うことを委託者が指名した者をいう。
- (2) 「施設管理者」とは、市有建築物及びその付帯施設（以下「建築物等」という。）の管理又は運営に携わる者をいう。
- (3) 「施設所管部」とは、市有建築物を管理する部署をいう。
- (4) 「受託者等」とは、当該業務契約の受託者又は契約書の規定により定めた受託者側の業務責任者をいう。
- (5) 「業務責任者」とは、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために担当職員及び施設管理者との連絡調整を行う者で、受託者側の責任者をいう。
- (6) 「保安管理業務担当者」とは、業務責任者の指揮により業務を実施するもので、受託者側の担当者をいう。
- (7) 「担当職員の承諾」とは、受託者等が担当職員に対し書面で申し出た事項について、担当職員が書面をもって了解することをいう。
- (8) 「担当職員の指示」とは、担当職員が受託者等に対し業務の実施上必要な事項を、書面若しくは口頭によって示すことをいう。
- (9) 「担当職員と協議」とは、協議事項について、担当職員と受託者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (10) 「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書、又は電子メールをいう。

- (10) 「担当職員の立会い」とは、業務の実施上必要な指示、承諾、協議及び検査を行うため、担当職員がその場に臨むことをいう。
- (11) 「業務の検査」とは、契約書に規定するすべての業務の完了又は、契約書に示す期間ごとの支払の請求に関わる業務の完了を確認するために、委託者が指定した者が行う検査をいう。
- (12) 「作業」とは、定期点検、臨時点検、保守、及び修繕に当たることをいう。
- (13) 「点検」とは、建築物等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査することをいい、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。
- (14) 「定期点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が定期的に行う点検をいい、性能点検、月例点検を含めていう。
- (15) 「臨時点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が、台風、暴風雨、地震等の災害発生直後及び不具合発生時等に臨時に行う点検をいう。
- (16) 「保守」とは、点検の結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。
- (17) 「保全サポート業務」とは、札幌市都市局建築部で別途発注する「区役所庁舎等市有建築物保全サポート業務」及び「消防局庁舎等市有建築物保全サポート業務」をいう。

3 受託者の負担の範囲

- (1) 業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、特記がある場合を除き受託者の負担とする。
- (2) 業務の実施に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受託者の負担とする。
- (3) 業務の実施に必要な消耗部品、材料、油脂等は、受託者の負担とする。

4 業務の成果物

- (1) 受託者は、担当職員の指示があり、これに同意した場合には、履行期間途中においても、成果物の引渡しを行わなくてはならない。
- (2) 本業務の遂行の過程で得られた成果物に関する著作権及びその他の知的財産権は、その発生と同時に、すべて委託者に帰属する。
- (3) 受託者は、成果物の内容を公表してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

5 関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を十分に理解するとともに遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。

第2節 業務の実施

1 業務着手

受託者は、契約書に定める日から業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、業務責任者が業務の実施のため担当職員との打合せを開始することをいう。

2 業務着手届等

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに業務着手届と業務責任者通知書（経歴及び資格に関する書類を含む）及び絶縁監視装置設置一覧表（業務内容書別紙6）を、担当職員を経て委託者に提出しなければならない。
- (2) 受託者が委託者に提出する書類の様式及び部数は、担当職員の指示によるものとする。

3 業務計画書

- (1) 受託者は、契約後速やかに業務計画書を作成し、担当職員にその確認を受けなければならない。
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載するものとする。
 - ア 業務の実施体制（業務責任者、保安全管理業務担当者等）
 - イ 業務の工程計画
 - ウ 保安全管理業務担当者の有する資格
 - エ 通常時及び緊急時の連絡体制表
- (3) 受託者は業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度担当職員に変更業務計画書を提出しなければならない。ただし、軽微な変更等であらかじめ担当職員の承諾を得たものは、変更業務計画書の提出は必要ないものとする。

4 貸与品等

- (1) 業務の実施に当たり、各施設の修繕計画書、図面等を貸与する。
- (2) 担当職員若しくは施設管理者から貸与された図書等については、注意をもって取り扱わなければならない。万一、損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において原状に修復するものとする。

- (3) 受託者は、貸与品等の必要がなくなった場合は、速やかに返却しなければならない。
- (4) 受託者は、貸与品等を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。

5 業務の記録

- (1) 受託者は、担当職員と協議した結果について記録を整備する。
- (2) 受託者は、業務の全般的な経過を記載した書面を作成する。ただし、同一業務内容を連続して行う場合は、担当職員と協議のうえ、省略することができる。
- (3) 上記(1)、(2)の記録について、担当職員より請求された場合は、受託者は担当職員に提出又は提示する。

6 業務管理

仕様書等に適合する業務を完了させるため、業務管理体制を確立し、品質、工程、安全等の業務管理を行わなければならない。

7 業務責任者

- (1) 受託者は、業務責任者を定め担当職員に届け出る。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。なお、業務責任者は日本語に堪能でなければならない。
- (2) 業務責任者は、保安管理業務担当者に作業内容及び担当職員の指示事項等を伝え、その周知徹底を図らなければならない。
- (3) 業務責任者は、業務の経験、知識を有し、業務の全体を管理できる者とする。なお、業務責任者は保安管理業務担当者を兼ねることができる。

8 保安管理業務担当者

保安管理業務担当者は、業務に必要な知識及び技術を有するものとする。保安管理業務担当者の資格要件は業務内容書による。

9 施設の訪問等

施設を訪問するにあたっては、施設管理者と連絡を取り日程等の調整を図らなければならない。

10 加入すべき保険

業務遂行のために必要と思われる保険については、受託者の責任で加入しなければならない。受託者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものの写しを直ちに委託者に提出しなければならない。

11 業務の安全衛生

- (1) 保安全管理業務担当者の労働安全衛生に関する労務管理については、業務責任者がその責任者となり、関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 業務の実施に際し、アスベスト又は PCB 含有の可能性がある建材を確認した場合は、担当職員に報告する。

12 担当職員の立会い

業務の実施に際して担当職員の立会いを求める場合は、あらかじめ申し出るものとする。

13 業務の中間確認

業務着手後、必要に応じて業務の進捗状況を報告するものとする。

14 業務の引継ぎ

- (1) 受託者は、履行期間が終了したとき、又は当該業務の契約を解除されたときは、担当職員の指示するところにより、建築物等の点検、保守及び修繕に必要な書類を速やかに次の履行期間にかかる受託者又は担当職員に引渡し、業務の引継ぎを行わなければならない。
- (2) 上記(1)の規定により受託者が次の履行期間にかかる受託者と業務の引継ぎを行うときは、書面を取り交わし、その写しを担当職員に提出しなければならない。

15 業務中の事故対応等

業務に関して災害、事故等が発生した場合は直ちに適切な処置を取るとともに、速やかに原因、経緯、被害の状況について担当職員に報告しなければならない。

16 廃棄物の処理等

- (1) 業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、原則として受託者の負担とする。
- (2) 業務の実施に伴い発生した産業廃棄物等は、積込みから最終処分までを産業廃棄物処理業者に委託し、マニフェスト交付を経て適正に処理する。
- (3) 特別管理産業廃棄物は、人の健康や生活環境に被害を生じる恐れが多いため、その取扱いや処分方法等を定めた法律等を遵守して、適切に対応する。

第3節 業務の内容及び検査

1 点検及び保守

(1) 点検及び保守の範囲

- ア 点検は、定期点検及び臨時点検を行うものとし、その対象部分、数量等は業務内容書による。
- イ 受託者は、業務内容書に記載された対象部分の点検結果の報告書を保管するものとする。報告書の様式に定めのある場合は、それに従うこととする。
- ウ 受託者は、上記イの報告書を委託者より請求された場合は、担当職員に提出しなければならない。
- エ 点検結果を関係官庁に報告する義務がある場合は、それぞれ定められた様式により受託者の責任において実施しなければならない。
- オ 業務内容書に記載された対象部分以外に異常を発見した場合には、施設管理者及び担当職員に報告する。
- カ 定期点検、臨時点検の結果に応じ実施する保守の範囲は、次のとおりとする。
 - (ア) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
 - (イ) 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
 - (ウ) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め
 - (エ) 次に示す消耗部品の交換又は補充
 - a 潤滑油、グリス、充填油等
 - b ランプ類、ヒューズ類
 - c パッキン、ガスケット、Oリング類
 - d 精製水
 - (オ) 接触部分、回転部分等への注油
 - (カ) 軽微な損傷がある部分の補修
 - (キ) 塗装（タッチペイント）
 - (ク) その他これらに類する軽微な作業

(2) 点検及び保守等の実施

- ア 点検を行う場合には、あらかじめ施設管理者から劣化及び故障状況を聴取し、点検の参考とする。
- イ 点検は、原則として目視、触接又は軽打等により行う。
- ウ 測定を行う点検は、定められた測定器又は当該事項専用の測定機器を使用する。
- エ 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。

オ 点検結果は、点検の都度、施設に提出する。

(3) 応急措置等

ア 点検の結果、対象部分に脱落、落下又は転倒のおそれがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講じるとともに、速やかに施設管理者及び担当職員に報告する。

イ 落下、飛散等のおそれがあるものについては、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講じるとともに、速やかに施設管理者及び担当職員に報告する。

2 修繕

(1) 修繕の範囲

ア 修繕については、本業務に含まないものとする。

イ 修繕は、別途業務（保全サポート業務）で実施するため、点検の結果、不良箇所、不具合等が発見された場合には、速やかに施設管理者、担当職員及び別途業務（保全サポート業務）受託者に状況を報告し、補修方法等について協議を行わなければならない。

3 仕様書の変更

(1) 点検を実施する施設、期間等が事情により変更になり、点検作業が増加又は減少する場合には、仕様書を変更することがある。

(2) その場合には年1回程度、本業務の設計変更を行うことがある。

4 業務の報告及び検査

(1) 業務の報告

受託者は毎月、担当職員には電子データ、施設管理者及び施設所管部には書類もしくは電子データで業務報告書を提出しなければならない。なお、提出先及び提出方法は、別途協議とする。

また、委託者が要求する報告書類については、適宜提出しなければならない。なお、様式を指定していないものについては任意の様式とするが、事前に担当者の確認を受けなければならない。

(2) 業務の完了及び検査

毎月、完了届を担当職員に提出しなければならない。委託者の指定した者が行う業務の検査を受けるものとする。

5 障害・事故発生時

(1) 受託者は札幌市及び近隣市町村に支店等を構えていて、障害等発生時にはおおむね2時間以内に現地到着しなければならない。

(2) 事故時の報告

受託者は、業務に関して障害等が発生した場合は、次のとおり担当職員へ報告しなければならない。

ア 事故速報（事故等が発生した時から24時間以内とし、口頭でも可とする）

イ 事故報告書（事故処理が完結した日から起算して7日以内に書面により提出する）

第4節 その他

1 服装等

(1) 施設を訪問する際には、業務責任者及び保安全管理業務担当者は業務に適した服装及び履物で業務を実施しなければならない。施設を利用する市民その他に不快な印象を与えてはならない。

(2) 業務責任者及び保安全管理業務担当者は名札又は腕章を付けて施設を訪問する。

2 留意事項等

施設を利用する市民、職員等の妨げにならないように十分注意するとともに、業務に係のない場所及び室への出入りは禁止する。

また、現地確認等に際し、原則として火気は使用しない。火気を使用する場合には、施設管理者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意する。

3 環境への配慮

業務を行うに当たっては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、以下のような環境負荷の低減に努めなければならない。

(1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めなければならない。

(2) ごみ減量及びリサイクルに努めなければならない。

(3) 清掃に使用する洗剤等は、環境に配慮したものを使用し、極力節約に努めなければならない。

(4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転に心がけなければならない。

(5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用しなければならない。

4 委託料の支払

委託料の支払は、当該月の業務完了検査後の年 12 回払いとし、金額は均等払いで端数処理は初月に行う。

5 その他

- (1) 業務を行うにあたり、物品の調達等を行う場合は、札幌市内の企業等の積極的な活用に努めなければならない。
- (2) 業務を行うにあたり、職員の雇用、物品の調達等を行う場合は、障がい者の雇用など福祉施策への取り組みに努めなければならない。
- (3) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じたときは、担当職員と協議のうえ定めるものとする。

業 務 内 容 書

1 一般事項

(1) 業務名

市有建築物自家用電気工作物保安管理業務

(2) 業務概要及び目的

下記施設における電気工作物の安全かつ良好な状態を確保するため、当該電気工作物の維持及び運用については電気事業法第42条に基づき、事業用電気工作物の設置者が定めた「保安規程」を遵守し、保安管理業務及び電気主任技術者に係る業務を行うこと。

(3) 業務対象施設及び履行場所

詳細は別紙1「施設一覧表」によること。

(4) 履行期間

令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで

(5) 設備概要

詳細は別紙1「施設一覧表」によること。

2 業務内容

(1) 一般

ア 本業務の履行にあたっては、「電気事業法」「建築基準法」「消防法」その他関係法令を遵守すること。

イ 対象設備

詳細は別紙1「施設一覧表」によること。

(2) 点検及び保守

点検は「保安規程」に定めるところにより適正に行い、必要に応じ適切な応急措置等を講じるものとする。詳細は、里塚斎場を除く施設は別紙2「点検・測定試験基準表」、里塚斎場は別紙3「里塚斎場 保守点検項目表(精密点検)」及び別紙4「里塚斎場 定例外精密点検年度計画表」によること。

(3) 定期点検の実施

ア 月次点検及び試験

主として運転中の施設の点検及び測定試験を、受託者の負担において低圧電路の絶縁状態の的確な監視が可能な装置(以下、「絶縁監視装置」という。)を設置し隔月で行うこととする。詳細は別紙5「絶縁監視装置の運用」によること。

大通西2丁目ビルについては、毎月点検を行うこと。

また、点検については、施設管理者との打合せ・報告を要するため、人的点検で必ず行うこと。

イ 年次点検

主として施設の運転を停止して点検及び試験を年1回行うこと。

ウ 臨時点検等

異常の発生又は発生する恐れのある場合、必要に応じて、その原因調査のため特別な点検などを行うこと。

エ 太陽光発電設備

太陽光発電設備の外観点検・検針確認等を行うこと。

(4) 点検報告書の作成、提出

- ア 月次点検後は、速やかに実施報告書を作成し、各施設分を施設管理者及び施設所管部へ、全施設分を担当職員へ提出すること。また、この点検結果について改善策や対応についての提案説明等を行うこと。
- イ 年次点検後は、速やかに実施報告書を作成し、各施設分を施設管理者及び施設所管部へ、全施設分を担当職員へ提出すること。また、この点検結果について改善策や対応についての提案説明等を行うこと。
- ウ 各種電気設備等保安点検後は、所定の実施報告書を作成し、提出すること。
また、この点検結果について改善策や対応についての提案説明等を行うこと。
- エ 報告書は、担当職員には電子データを、施設管理者及び施設所管部には書類もしくはデータによる提出とし、提出方法は協議すること。
- オ 緊急を要する不良箇所については、速やかに報告をし、書類もしくはデータを提出すること。

(5) 電気設備台帳の作成、整理

- 受託者は契約締結後、最初の月次点検時まで下記事項に該当する書類及び台帳を作成すること。
- ア 当該施設の電気工作物について、維持管理上必要な単線結線図等の書類を作成提出し現地に保管及び常時携帯すること。
 - イ 当該施設の電気工作物について、各機器使用期間、更新履歴等を記載した台帳を作成し更新を行い、これに基づき機器更新優先順位等保全提案をすること。

(6) 工事の点検、試験

対象となる電気工作物について、改築・増改修等の工事が発生した場合、要請により必要な点検、試験を行うこと。なお、これについての費用は別途協議とする。

(7) 助言・指導

点検の結果、改修を要する事項や取扱上注意すべきことが発見された場合、報告書等の書類に記録し、報告するとともに、再発防止について取るべき措置についても、指導・助言すること。

(8) 保安教育

施設管理者と受託者の協議により、当該施設の電気工作物の工事・維持及び運用に従事する職員に対して、保安の徹底をするための保安教育並びに電気事故等の応急処置について必要に応じて実施指導訓練を行うこと。

(9) 所管官庁等の検査立会

電気事業法第107条に規定する立入検査の立会いを行うこと。

(10) 申請・届出の代行

- ア 受託者は契約締結後、速やかに保安管理業務外部委託申請書並びに、保安規定届出書を作成し、申請の代行を行うこと。ただし、受託者が前年契約者と同一の場合は、この限りではない。
- イ 前項アの申請者が、北海道産業保安監督部長受付受理後1ヶ月以内に承認を得られなかった場合、又は取り消しとなった場合は、委託者はこの契約を一方的に解除できるとする。
- ウ 改築・増築・休廃止・各種改修工事等での新規・変更申請、受電点変更や切替に伴う関係機関(所管官庁、札幌市建築部、施工業者、仮設業者、北電等)との調整や申請届出業務を行うこと。

3 賠償責任保険等への加入

- (1) 受託者は契約にあたって、過失によって札幌市及び第三者に与える損害に対する賠償責任保険(請負業者賠償、生産物賠償)に加入し、その写しを提出すること。
- (2) 受託者は、機械保証(自然災害による損害を補償するもの)に加入し、その写しを提出すること。

4 緊急時体制

- (1) 電気事故等、緊急時の連絡体制及び出動体制を整備し、各施設に2時間以内に保安員が到着できる体制を確立していること。
- (2) 平日の営業時間外及び休日・祝日においても24時間、緊急時の連絡体制及び出動体制を確立していること。
- (3) 当該施設の電気工作物に関する保安を確保するための災害対策は、施設管理者と受託者の協議により定め、委託者へ報告すること。

5 連絡責任者

- (1) 各施設毎の連絡責任者については、契約後に別途通知すること。
- (2) 受託者の保安業務担当者は、点検・維持管理のために施設に入場する場合、連絡責任者に連絡し日程の調整を行うこと。

6 電気事故対応

当該施設の電気工作物に事故が発生した場合には、次の各号によること。

- (1) 緊急出動を行う。
- (2) 電気事故の拡大防止のために必要な応急処置、仮復旧及び指示・指導を行うこと。
緊急時に受託者自ら応急措置の作業が行えるほか以下によること。
ア 高圧ケーブル等の応急資材を用意し対応できること。
イ 電源車(照明、動力両供給可能)を用意し対応できること。
- (3) 臨時点検を行い、電気事故の原因調査を行うこと。
- (4) 再発防止のためにとるべき処置の指導を行うこと。
- (5) 法令に定める所管官庁への申請・届出書類、電気事故報告書を作成し、手続きについて指導を行うこと。
ア 電気事業法第106条(報告の徴収)の規定に基づき、電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。

7 資格要件

受託者の保安管理業務担当者は、次の資格を有していること。

- (1) 第三種電気主任技術者又は同等以上の資格。

8 再委託の禁止

受託者は、誠意を持って保安業務の遂行に努めるものとし、保安管理業務の全部又は、一部を他の者に再委託してはならない。

9 成果品の提出

施設の作業終了後には、点検整備の結果報告書及び点検写真を成果品として速やかにまとめ、不具合箇所があれば、その箇所の写真をただちに提出すること。

成果品は、業務仕様書第3節 4(1)業務の報告の書類として提出すること。

10 その他

- (1) 契約期間中に修理、事故、及び調査等により緊急保安の要請を受けた場合は、速やかに出動すること。なお、この場合において、応急措置や必要な記録計等機材による調査はもとより電気保安受託者として委託者からの各種相談、助言、指導等に誠意を持って対応すること。また、施設管理者より直接依頼の場合は担当職員に連絡し指示を受けること。
- (2) 本保守点検に必要な機械、工具及びウェス等の消耗品は受託者の負担とし、所有機器リストの写しを提出すること。
- (3) 養生、片付け、清掃には充分留意すること。また、施錠について必ず確認すること。
- (4) 点検の結果、不良箇所等の改修指導助言する事項は記録表等に記載するとともに、速やかに施設管理者及び委託者に通知すること。
- (5) 業務報告書については、委託施設別に作成し施設管理者等の確認印を経て施設管理者及び委託者に提出するが、区役所所管施設ではこれに加え区役所施設管理担当課にも提出すること。また、別途業務(保全サポート業務)受託者に写しを提出すること。
- (6) 年次点検時及び高圧機器操作時は、2人以上で作業すること。
- (7) 電気主任技術者が選任されている施設は、業務を実施するにあたり電気主任技術者と打ち合わせを行うこと。
- (8) 年次点検時は、高圧停電中に施設の発電機を稼働する必要があるか各施設と協議を行うこと。
- (9) 里塚斎場、北区民センター・北保健センターについては管理上必要となる負荷の対応を行うこと。負荷の詳細は別紙7「仮設電源設備一覧表」によること。

を行うこと。ただし、本施設の仮設電源は施設備品の仮設発電機を使用すること。

- (11) 消防局庁舎の年次点検時において停電時間を極力、短くすること。

施設一覽表

別紙1

所管 部局	施 設 名	所在地	種別	月点 検周 期	年次点 検実施 時間	受変電設備		発電機		太陽光発電		備考
						容量変動がある 場合の期間	容量 【kVA】	容量変動がある 場合の期間	容量 【kVA】	容量変動がある 場合の期間	設備容 量 【kW】	
市) 地域振 興部	北区役所	北区北24条西 6丁目	高压	隔月	休日		525		150			
	東区役所	東区北11条東 7丁目1	高压	隔月	平日 深夜		700		100			
									150			
	厚別区役所等	厚別区厚別中 央1条5丁目3 ー2	高压	隔月	平日 深夜		950	区	250		10	
								消	75			
	豊平区役所	豊平区平岸6 条10丁目1ー1	高压	隔月	休日		775		150			
	清田区役所等	清田区平岡1 条1丁目2ー1	高压	隔月	休日		950	区	250		10	
								消	75			
	南区役所	南区真駒内幸 町2丁目2ー1	高压	隔月	休日	4月～11月	400		150			
						12月～3月	550					
	西区役所	西区琴似2条7 丁目	高压	隔月	休日		500		150			
	手稲区役所等	手稲区前田1 条11丁目	高压	隔月	休日 深夜		750		250		10	
北区民センター・ 北保健センター	北区北25条西 6丁目	高压	隔月	休日		300	区	55			別紙7「仮設電源設備 一覧表」参照	
							保	80				
豊平区民セン ター	豊平区平岸6 条10丁目	高压	隔月	休日		250		55				
南区民センター	南区真駒内幸 町2丁目	高压	隔月	休日	4月～11月	225		55				
					12月～3月	425						
西区民センター・ 西保健センター	西区琴似2条7 丁目	高压	隔月	休日		575	区	39				
							保	75				
							保	20				
はっさむ地区セ ンター・西消防署	西区発寒10条 4丁目	高压	隔月	休日		200		100				
八軒まちづくりセ ンター	西区八軒1条 西1丁目7	高压	隔月	休日		250		50				
新琴似まちづくり センター・地区会 館	北区新琴似7 条4丁目	高压	隔月	休日		80				5		
篠路出張所	北区篠路4条7 丁目100番1	高压	隔月	平日 時間外		130						
財) 税政部	中央健康づくりセ ンター(中央区役 所分庁舎)	中央区南3条 西11丁目	高压	隔月	休日		745		100			

施設一覽表

別紙1

所管 部局	施 設 名	所在地	種別	月点 検周 期	年次点 検実施 時間	受変電設備		発電機		太陽光発電		備考
						容量変動がある 場合の期間	容量 【kVA】	容量変動がある 場合の期間	容量 【kVA】	容量変動がある 場合の期間	設備容 量 【kW】	
消)総務部	消防局庁舎	中央区南4条 西10丁目	高压	隔月	休日		1200		625			
	消防学校	西区八軒10条 西13丁目	高压	隔月	休日		400	校舍	100			
								無線	25			
	北消防署	北区北24条西 8丁目	低压	隔月	平日 日中		-		55			
	東消防署	東区北24条東 17丁目	高压	隔月	平日 日中		50		56			
	白石消防署	白石区南郷通 6丁目北	高压	隔月	平日 日中		250		150			
	豊平消防署	豊平区月寒東 1条8丁目	高压	隔月	平日 日中		175		74			
南消防署	南区真駒内上 町5丁目	高压	隔月	平日 日中		225		150				
定山溪出張所	札幌市南区定 山溪温泉西1丁 目 53-1ほか	高压	隔月	平日 日中		100						
手稲消防署	手稲区手稲本 町2条5丁目	高压	隔月	平日 日中		50		85				
朝日岳無線基地 局	南区定山溪事 業区	高压	隔月	平日 日中		20		20			送電ケーブル敷設距 離約400m	
もみじ台無線基 地局	厚別区もみじ台 南7丁目	低压	隔月	平日 日中		-		25				
藻岩山無線基地 局	南区藻岩山 石 狩森林管理署	低压	隔月	平日 日中		-		39			ロープウェイ年間パス ポート×3人分加算	
当別無線基地局	石狩郡当別町 字高岡3199	低压	隔月	平日 日中		-		35				
保)ウェルネ ス推進部	南保健センター	南区真駒内幸 町1丁目3-2	高压	隔月	休日		150	保	80			
	東保健センター・ 東健康づくりセン ター	東区北10条東 7丁目	高压	隔月	平日 時間外		175	保	80			
動物管理セン ター福移支所	北区篠路町福 移156番地	高压	隔月	平日 時間外		120						
里塚斎場	清田区里塚506 番地	高压	隔月	平日 時間外		2100		750			電気主任技術者選任 施設、精密点検あり。 別紙7「仮設電源設備 一覧表」参照	
保)衛生研 究所	衛生研究所	白石区菊水9 条1丁目5-22	高压	隔月	休日		500		100			

施設一覧表

別紙1

所管 部局	施 設 名	所在地	種別	月点 検周 期	年次点 検実施 時間	受変電設備		発電機		太陽光発電		備考
						容量変動がある 場合の期間	容量 【kVA】	容量変動がある 場合の期間	容量 【kVA】	容量変動がある 場合の期間	設備容量 【kW】	
子)子育て 支援部	認定こども園にじいろ	清田区真栄2条1丁目11-20	高压	隔月	休日		125					高压
	同上		低压	隔月	休日	10月～5月	-					低压
	厚別区保育・子育て支援センター	厚別区厚別中央1条6丁目1-10	高压	隔月	休日		150					
	西区保育・子育て支援センター	西区二十四軒3条5丁目38	高压	隔月	休日		175					
	中央区保育・子育て支援センター	中央区南7条西13丁目	高压	隔月	休日		200					
	山の手保育園	西区山の手4条8丁目4ほか	高压	隔月	休日		100					
	美園保育園	豊平区美園5条7丁目15-1	高压	隔月	休日		120					
	子)子ども育成部	旧真駒内緑小学校跡施設	南区真駒内幸町2丁目-2	高压	隔月	休日	125		39			
	子)児童相談所	児童福祉総合センター	中央区北7条西26丁目1ほか	高压	隔月	休日	575		85			
	市)文化庁文化振興課博物館担当係	博物館活動センター	豊平区平岸5条15丁目1-6	高压	隔月	平日 日中	80					
	市)文化庁文化振興課事業調整担当係	さっぽろ天神山アートスタジオ	豊平区平岸2条17丁目1-80	高压	隔月	平日 日中	100					
	政)都心まちづくり推進室	大通西2丁目ビル	中央区大通西2丁目	高压	毎月	休日	750		625			
	複数部	白石区複合庁舎	白石区南郷通1丁目南22-1	高压	隔月	平日 深夜	1100		350		34	

点検・測定試験基準表

	電 気 工 作 物	項 目	点 検 種 別		
			月次点検	年次点検	臨時点検
受 電 設 備	引込ケーブル、電線路及び支持物	外観点検	○	○	異常の発生又は発生するおそれのある場合
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	遮断器、開閉器	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		動作試験		○	
		絶縁油試験		必要な都度	
	母線、計器用PT、CT、断路器、コンデンサ、避雷器	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	変圧器	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		絶縁油試験		必要な都度	
	配電盤及び制御装置	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器動作試験		○	
		継電器特性試験		3年毎	
	接地装置	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		接地抵抗測定		○	
電 気 工 作 物	電動機、照明装置、配線及び配線器具、その他の機器類	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	
非 常 用 電 予 装 備 置	内燃機関	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	発電装置	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	

里塚斎場 保守点検項目表(精密点検)

種 別		点 検 項 目	備 考
屋 外 配 電 設 備	開閉器 (AS)	・ 外観点検 ・ 操作、機構、動作確認 ・ 高圧線、接地線接続部の点検 ・ EA(LA)接地抵抗測定 ・ 高圧線、接地線接続部の点検	
	高圧引込ケーブル	・ 外観点検 ・ ケーブル支持部点検 ・ 他工作物との離隔距離点検 ・ 端末処理部の点検 ・ 絶縁抵抗測定	
第 一 電 気 室 受 電 設 備	接 地	・ 接地抵抗測定	
	断路器 断路形限流ヒューズ	・ 外観点検 ・ 操作、機構、動作確認 ・ ヒューズの異常点検(PFのみ)	
	真空遮断器(VCB) 真空電磁接触器(VCS)	・ 外観点検 ・ 操作、機構、動作確認 ・ 真空度の確認(遮断器のみ) ・ 母線、接地線、制御線接続部の点検	
	母 線	・ 外観点検 ・ 碍子、支持物点検 ・ 接続部点検 ・ たるみ、離隔距離点検 ・ 絶縁抵抗測定 (母線一括・第2変連絡ケーブル ・発電機連絡ケーブル)	
	乾式変圧器	・ 外観点検 ・ 汚損、振動、音響、温度の異常点検 ・ 接地線接続部の点検 ・ 端子電圧、電圧タップの点検	
	計器用変成器	・ 外観点検 ・ 碍子点検 ・ 温度、音、ヒューズの異常点検 ・ 取付状態点検 ・ 接地線、配線接続部の点検	
	避雷器	・ 外観点検 ・ 接地線、母線接続部の点検	
	電 力 コンデンサー	・ 外観点検 ・ 損傷、腐食の点検 ・ 接地線接続部の点検	
	その他	・ キュービクル内清掃 ・ 各分電盤、動力盤までの幹線絶縁測定	

里塚斎場 保守点検項目表(精密点検)

種 別		点 検 項 目	備考
第一電気室受電設備	計器類	・ 外観点検 ・ 内部配線の汚損、損傷の点検 ・ 内部配線のゆるみ、断熱、過熱の点検 ・ 接地線接続部点検 ・ 保護継電器試験 ・ シーケンス試験	
第二電気室受電設備	接 地	・ 接地抵抗測定	
	断路器	・ 外観点検 ・ 操作、機構、動作の確認	
	真空遮断器(VCB)	・ 外観点検 ・ 操作、機構、動作の確認 ・ 真空度の確認(遮断器のみ) ・ 母線、接地線、制御線接続部の点検	
	母 線	・ 外観点検 ・ 碍子、支持物点検 ・ 接続部点検 ・ たるみ、離隔距離点検 ・ 絶縁抵抗測定(母線一括)	
	乾式変圧器	・ 外観点検 ・ 汚損、振動、音響、温度の異常点検 ・ 接地線接続部の点検 ・ 端子電圧、電圧タップの点検	
	計器用変成器	・ 外観点検 ・ 碍子点検 ・ 温度、音、ヒューズの異常点検 ・ 取付状態点検 ・ 接地線、配線接続部の点検	
	計器類	・ 外観点検 ・ 内部配線の汚損、損傷の点検 ・ 内部配線のゆるみ、断熱、過熱の点検 ・ 接地線接続部の点検 ・ 保護継電器試験 ・ シーケンス試験	
	その他	・ キュービクル内清掃 ・ 各分電盤、動力盤までの幹線絶縁測定	
※月次点検時に非常用発電機の試験運転及び外観確認を行う。 ※月次点検時に直流電源装置蓄電池盤の目視を行う。 ※年次点検時に非常用発電設備との連動試験を行う。 ※年次点検時に行う性能試験は、3年サイクルの台数とする。 (DGR・VCB・過電流継電器等) ※年次点検時に直流電源装置の絶縁測定を行う。			

里塚斎場 保守点検項目表(精密点検)

1. 月次点検

- ・受変電設備の目視点検
- ・受電電圧・電流及び変圧器の低圧側負荷電流の点検
- ・変圧器バンクの漏洩電流の点検
- ・漏電警報遮断機の表示点検
- ・非常用発電機の試験運転及び外観点検
- ・直流電源装置蓄電池盤の目視点検

2. 年次点検

- ・屋外高圧開閉器の目視・清掃点検
- ・第1、2電気室の清掃・締付点検
- ・過電流及び不足電圧継電器試験(全数13台中の1/3)
- ・地絡方向継電器の点検
- ・遮断器連動試験
- ・接地抵抗測定
- ・高圧絶縁測定
- ・幹線絶縁測定
- ・高圧真空遮断器及び開閉器性能試験(全数15台中の1/3)
- ・非常用発電機連動試験
- ・直流電源装置の絶縁測定

里塚斎場 定例外精密点検年度計画表

作業内容	年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
【屋外】								
本線区分開閉器DGR試験		○			○			○
予備線区分開閉器DGR試験		○			○			○
【第1電気室】								
本線受電盤UVR(27R1)			○			○		
本線受電盤OCR(51R1)			○			○		
予備線受電盤UVR(27R2)			○			○		
予備線受電盤OCR(51R2)			○			○		
高圧饋電盤No.1OCR(51F1)			○			○		
高圧饋電盤No.1OCR(51F2)				○			○	
高圧饋電盤No.2OCR(51F3)				○			○	
高圧饋電盤No.2OCR(51F4)				○			○	
高圧饋電・発電機連絡盤OCR(51F5)				○			○	
高圧饋電・発電機連絡盤DGR(67F5)			○			○		
高圧饋電・主幹盤OCR(51C)				○			○	
VCB連動試験			○	○		○	○	
VCB精密点検 52R1			○			○		
VCB精密点検 52R2			○			○		
VCB精密点検 52F1			○			○		
VCB精密点検 52F2			○			○		
VCB精密点検 52F3				○			○	
VCB精密点検 52F4				○			○	
VCB精密点検 52F5				○			○	
VCB精密点検 52G			○			○		
VCB精密点検 52GB				○			○	
VCB精密点検 52C				○			○	
【第2電気室】								
高圧受電盤OCR(51S)		○			○			○
高圧受電盤OCR(51F51)		○			○			○
高圧受電盤OCR(51F52)		○			○			○
VCB連動試験		○			○			○
VCB精密点検 52S		○			○			○
VCB精密点検 52F51		○			○			○
VCB精密点検 52F52		○			○			○
※定例保安全管理業務に含まれる年次点検の仕様								
接地抵抗測定		○	○	○	○	○	○	○
高圧回路絶縁抵抗測定		○	○	○	○	○	○	○
低圧回路絶縁抵抗測定		○	○	○	○	○	○	○
機器観察点検		○	○	○	○	○	○	○
非常用発電機保護試験		○	○	○	○	○	○	○

絶縁監視装置の運用

委託者の事業場に設置する絶縁監視装置による監視について、次のとおり運用及び処理するものとする。なお、委託者は、絶縁監視装置を設置する場所の提供、また装置の使用に伴う電源の利用等、既存施設の利用について便宜を供すること。

1 絶縁監視装置の設置

(1) 装置と運用

- ア 絶縁監視装置は外部への自動通報機能(有線または無線)を備えたものとする。
- イ 絶縁監視装置による監視は4月1日より監視可能とすること。
- ウ 委託者は、受託者の絶縁監視装置の設置、撤去、移設、及び修理は行わないこと。
- エ 受託者は絶縁監視装置設置後、速やかに別紙6「絶縁監視装置設置一覧表」を用いて絶縁監視装置設置一覧表を作成し、担当職員に提出すること。

(2) 費用

- ア 絶縁監視装置及び設置、または撤去に係る工事に要する費用は受託者の負担とすること。
- イ 絶縁監視装置の警報を受託者または、受託者の事業所等の外部に自動通報する場合の電話及びインターネット回線等の通信に係る費用は受託者の負担とすること。
- ウ 絶縁監視装置の移設、修理、及び保守に係る費用は受託者の負担とすること。

2 絶縁監視装置の撤去

以下のいずれかに該当する場合は、委託者、受託者の協議のうえ現契約期間内でも、絶縁監視装置を受託者の責任において撤去すること。

- (1) 本業務の委託契約期間が満了し、次年度の受託者が異なる場合。
- (2) 契約を解除または失効した場合。
- (3) 委託者の電気工作物が何らかの理由により絶縁不良が継続する等、絶縁監視装置による監視が不能となった場合。
- (4) 電気工作物が経済産業省告示249号第4条第7号に掲げる信頼性の高い需要設備の条件を満たさなくなった場合。

3 警報発生時の応動体制

絶縁監視装置からの警報発生時の通報先は受託者、若しくは受託者の事業所とし、警報を受信した受託者は、委託者の事業場へ連絡し、当該電気工作物を設置する現地へ向かい、その状態を確認するとともに、必要に応じ本業務内容書2(3)ウに記載する措置を行うこと。また、警報発生時の受信記録を3年間保存すること。

令和7年度

絶縁監視装置設置一覧表

市)地域振興部							
No	施設名	必要数	絶縁監視装置型番	検出方式	製造年	製造者	設置日
1	北区役所	1					
2	東区役所	2					
3	厚別区役所	3					
4	豊平区役所	1					
5	清田区役所等	4					
6	南区役所	2					
7	西区役所	2					
8	手稲区役所等	2					
9	北区民センター ・北保健センター	1					
10	豊平区民センター	1					
11	南区民センター	1					
12	西区民センター ・西保健センター	2					
13	はっさむ地区センター ・西消防署	1					
14	八軒まちづくりセンター	1					
15	新琴似まちづくりセンター ・地区会館	設備容量が100kVA以下のため無し					
16	篠路出張所	1					

財)税政部							
No	施設名	必要数	絶縁監視装置型番	検出方式	製造年	製造者	設置日
17	中央健康づくりセンター (中央区役所分庁舎)	2					

消)総務部							
No	施設名	必要数	絶縁監視装置型番	検出方式	製造年	製造者	設置日
18	消防局庁舎	1					
19	消防学校	2					
20	北消防署	設備容量が100kVA以下のため無し					
21	東消防署	設備容量が100kVA以下のため無し					
22	白石消防署	1					
23	豊平消防署	1					
24	南消防署	1					
25	定山溪出張所	1					
26	手稲消防署	設備容量が100kVA以下のため無し					
27	朝日岳無線基地局	設備容量が100kVA以下のため無し					
28	もみじ台無線基地局	設備容量が100kVA以下のため無し					
29	藻岩山無線基地局	設備容量が100kVA以下のため無し					
30	当別無線基地局	設備容量が100kVA以下のため無し					

保)保健所							
No	施設名	必要数	絶縁監視装置型番	検出方式	製造年	製造者	設置日
31	南保健センター	1					
32	東保健センター ・東健康づくりセンター	1					
33	動物管理センター 福移支所	1					
34	里塚斎場	2					

保)衛生研究所							
No	施設名	必要数	絶縁監視装置型番	検出方式	製造年	製造者	設置日
35	衛生研究所	1					

子)子育て支援部							
No	施設名	必要数	絶縁監視装置型番	検出方式	製造年	製造者	設置日
36	認定こども園にじいろ	1					
	同上(低圧)	設備容量が100kVA以下のため無し					
37	厚別区保育・子育て支援センター	1					
38	西区保育・子育て支援センター	1					
39	中央区保育・子育て支援センター	1					
40	山の手保育園	1					
41	美園保育園	1					

子)子ども育成部							
No	施設名	必要数	絶縁監視装置型番	検出方式	製造年	製造者	設置日
42	旧真駒内小学校跡施設	1					

子)児童相談所							
No	施設名	必要数	絶縁監視装置型番	検出方式	製造年	製造者	設置日
43	児童福祉総合センター	1					

市)文化部							
No	施設名	必要数	絶縁監視装置型番	検出方式	製造年	製造者	設置日
44	博物館活動センター	設備容量が100kVA以下のため無し					
45	さっぽろ天神山アートスタジオ	1					

政)都心まちづくり推進室							
No	施設名	必要数	絶縁監視装置型番	検出方式	製造年	製造者	設置日
46	大通西2丁目ビル	毎月点検のため不要					

複数部							
No	施設名	必要数	絶縁監視装置型番	検出方式	製造年	製造者	設置日
47	白石区複合庁舎	1					

※設置日は4月1日までに記載して担当職員へ提出すること。

仮設電源設備一覧表

建物	供給先		接続先		備考
	部屋名	供給名称・容量	部屋名	接続先・仮設コンセント	
【里塚斎場】 火葬棟	霊安室	遺体冷蔵庫①3Φ200V 1.2KVA	第一電気室	動力配電盤MCCB K2P-2	当日保管体が無ければ不要
		遺体冷蔵庫②3Φ200V 1.2KVA			
		遺体冷蔵庫③3Φ200V 1.2KVA			
		送風機(EF-K-11)3Φ200V 0.3kw			
	汚物室	産わい冷蔵庫①2Φ100V 0.5kw 産わい冷蔵庫②2Φ100V 0.5kw	工作室EPS	K1L-2分電盤 MCCBNo.327 K1L-2分電盤 MCCBNo.328	当日保管体が無ければ不要
【里塚斎場】 待合室	事務室	FAX 2Φ100V 1.5kw	事務室	仮設MCCB 2P20A 接続口 1個	パソコン1台接続
	事務室	冷凍庫① 100V 100W	売店前	仮設MCCB① 2P20A 接続口 2個	延長コード必要
		冷凍庫② 100V 100W		仮設MCCB② 2P20A 接続口 1個	
	売店	冷凍庫(アイス) 100V 150W		仮設MCCB③ 2P20A 接続口 3個	延長コード必要
	喫茶コーナー	冷蔵庫 100V 450W		仮設MCCB③ 2P20A 接続口 1個	延長コード必要
		製氷機 100V 400W			
		冷凍庫 100V 100W			
	倉庫5	冷凍庫 100V 100W	倉庫5	仮設MCCB③ 2P20A 接続口 1個	延長コード必要
	そばコー ナー 厨房内	冷蔵庫① 100V 200W	そばコー ナー 厨房内	仮設MCCB 2P20A 接続口 1個	冷蔵庫裏壁コンセントより接続替え
		冷蔵庫② 100V 200W 冷凍庫 100V 250W			
【北区民センター・ 北保健センター】	予診室	ワクチン用冷蔵庫① 227W	予診室	仮設MCCB① 2P20A 接続口 1個	延長コード必要
	診察室	ワクチン用冷蔵庫② 227W	診察室	仮設MCCB② 2P20A 接続口 1個	延長コード必要

※接続先については参考とする。